

工場・指定作業場等

申請の手引き

目次

1. 工場設置	1
2. 指定作業場設置	3
3. その他届出	5
4. 事業場廃止等	6
5. 環境確保条例による工場一覧	7
6. 環境確保条例による指定作業場一覧	9
7. 位置の制限及び現況届等対象工場	10
8. 公害防止管理者を選任すべき工場	11
9. 土壌汚染調査フローチャート	12
10. 騒音・振動規制法に基づく特定施設	13
11. 化学物質等一覧	15
12. 規制基準	17

品川区 都市環境部 環境課 指導調査係

※ このパンフレットは品川区内の事業所向けに作成されたものです。
区外においては一部異なる場合があります。

1. 工場設置・変更時の手続き

「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」（以下「環境確保条例」）の別表第1（7ページ）に掲げる工場を設置または変更しようとするときは、あらかじめ工場設置(変更)認可申請を着工**60日前**までに行うことが義務付けられています。

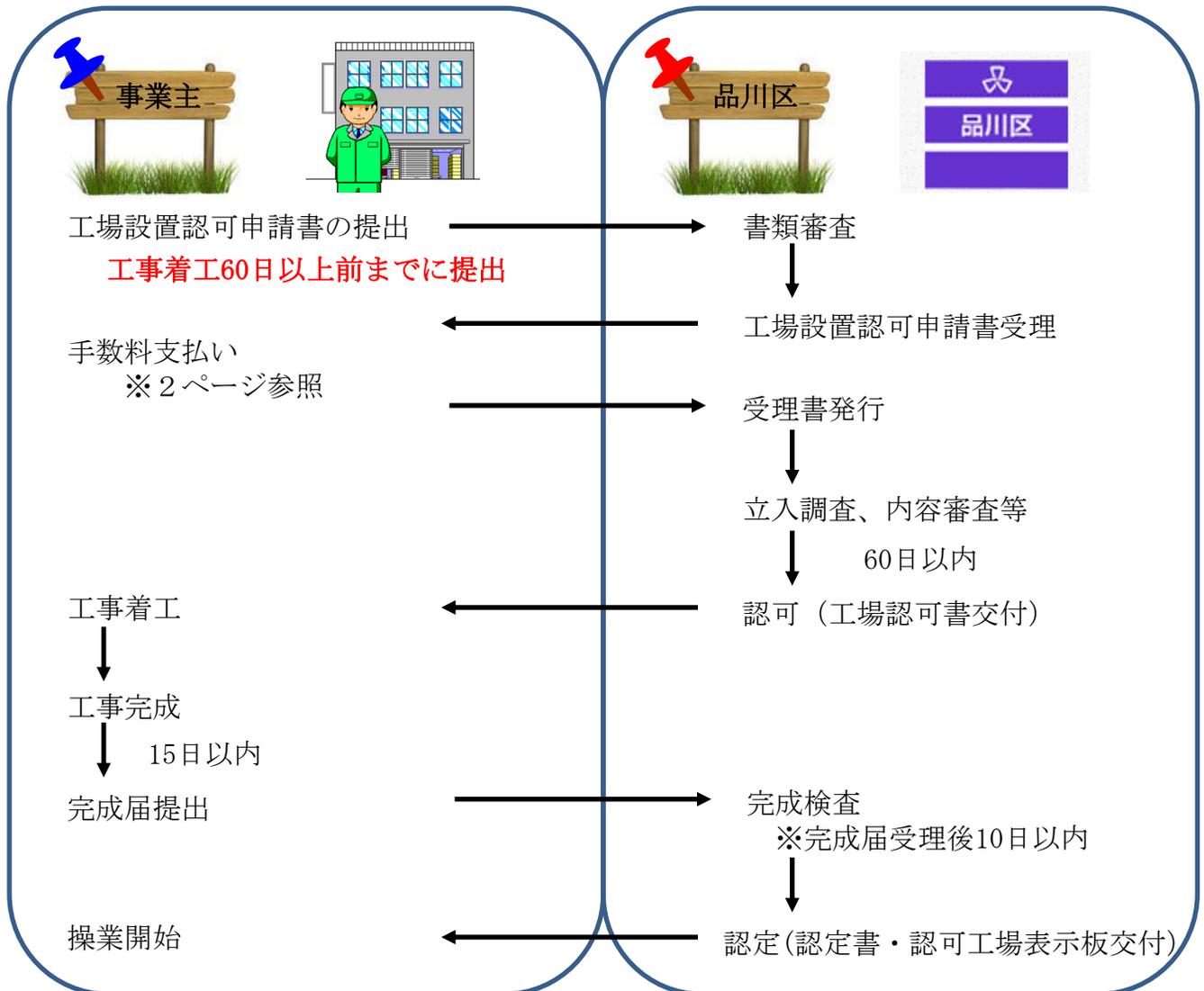
※ 環境確保条例別表第8（10ページ）に該当する工場は原則として学校・病院の周囲100m以内に設置をしてはいけません。

※ 業種や設備機械によって必要書類が異なりますので事前にご相談ください。



1.1 手続きの流れ

工場設置認可申請書を提出してから操業開始までの手続きの流れは次のとおりです。



1.2 申請に必要な書類等

- (1) 工場設置（変更）認可申請書
- (2) ばい煙、粉じん、有害ガスまたは悪臭の発生施設の構造、使用の方法ならびに処理の方法
- (3) 粉じん発生施設の構造ならびに使用および管理の方法
- (4) 汚水の発生施設の構造ならびに処理の方法
- (5) 騒音または振動発生施設の構造等
- (6) 地下水の揚水施設の構造等
- (7) 近隣の状況図（少なくとも100m以内を明示し、50m以内に病院、学校、保育所、特別養護老人ホーム等があるときは、所在位置、名称等も記入する。）
- (8) 敷地内建物の配置図および構造図
- (9) 建物内の施設の配置図
- (10) 設備の配置図

書類はすべて2部作成してください。

業種および施設の内容によっては必要のないものもあります。
不明な点はお問い合わせください。

1.3 完成検査に必要な書類

- ・ 工事完成届出書

1.4 申請手数料

工場の設置・変更手続きには作業場面積の大きさにより下記手数料がかかります。

	作業場面積	手数料
設置	50m ² 以下	5,800円
	50m ² を超え～500m ² 以下	8,700円
	500m ² を超え～1000m ² 以下	14,200円
	1000m ² を超えるもの	20,200円
変更	50m ² 以下	5,700円
	50m ² を超えるもの	7,500円

1.5 申請書の提出先

品川区 都市環境部 環境課

1.6 関係法令

設置または変更を計画している工場の事業内容、規模等によっては、建築基準法など他の法令の規定でそれらの行為が制限される場合もあります。

騒音規制法、振動規制法等による届出が必要な場合があります。

2. 指定作業場設置・変更時の手続き

環境確保条例では、工場には該当しないものの公害規制の必要がある事業場を指定作業場（9ページ）として定めて、設置または変更しようとする場合は**30日前**までに届け出ることを義務付け、工場に準じた規制を行っています。

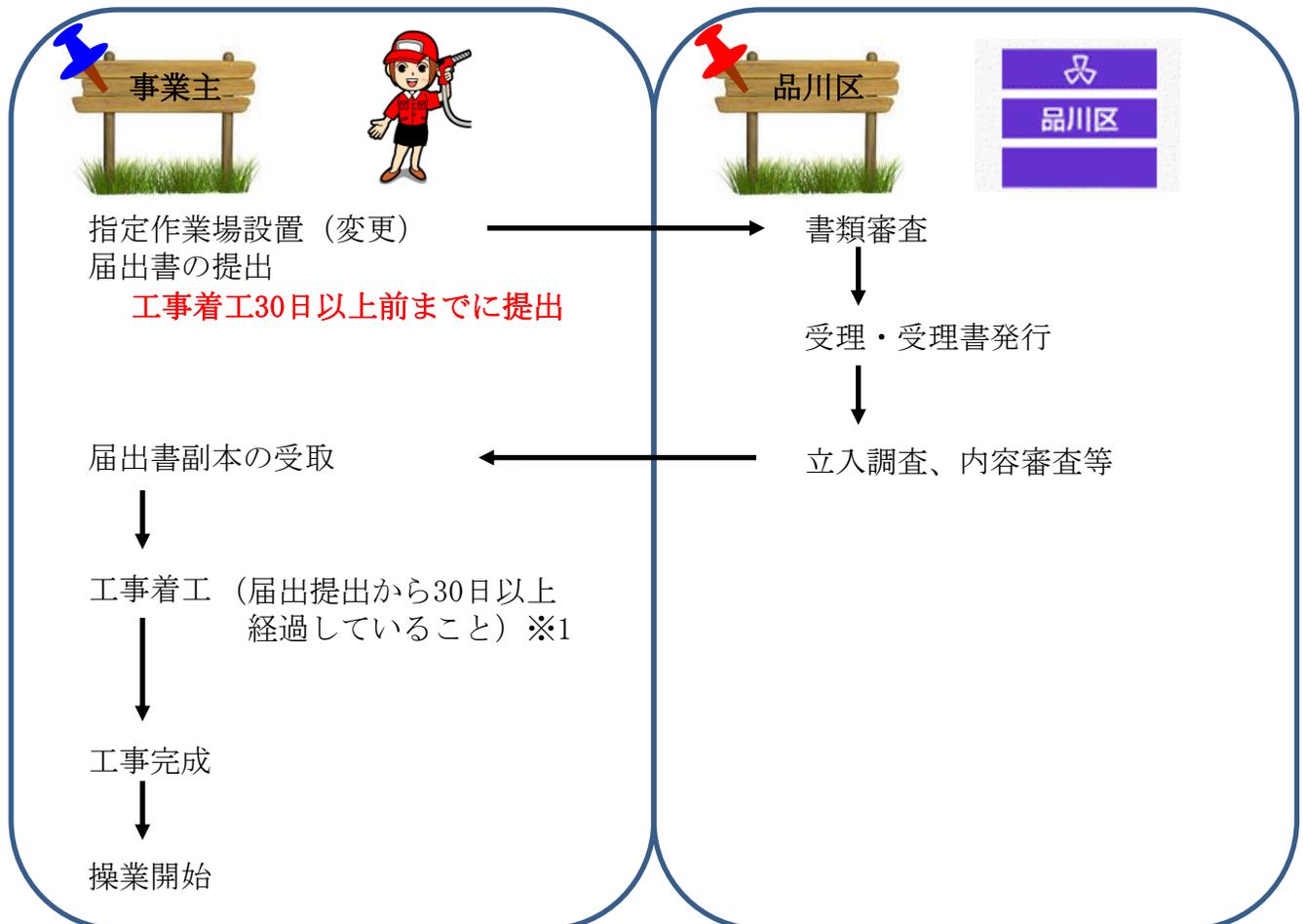
工場と異なり、ひとつの事業場で複数の種類の指定作業場に該当する場合があります。

※ 業種や設備機械によって必要書類が異なりますので事前にご相談ください。



2.1 手続きの流れ

指定作業場設置（変更）届出書を提出してから操業開始までの手続きの流れは次のとおりです。



※1：指定作業場設置（変更）届出書の提出から工事着工までの日数には短縮制度があります。詳しくは環境課にお問い合わせください。

2.2 指定作業場設置・変更に必要な書類

- (1) 指定作業場設置（変更）届出書
- (2) 指定作業場の種類別の別紙様式
- (3) 騒音または振動発生施設の構造等
- (4) 建物等の関係図面
- (5) 近隣の状況図（少なくとも100m以内を明示し、50m以内に病院、学校、保育所、特別養護老人ホーム等があるときは、所在位置、名称等も記入する。）
- (6) 敷地内の建物、工作物等の配置図
- (7) 騒音・振動発生施設のある建物等については、矩計図（壁面の断面の詳細図）
- (8) その他、届出の内容を明らかにするために必要とする図書

書類はすべて2部作成してください。

2.3 申請書の提出先

品川区 都市環境部 環境課

2.4 指定作業場の対象となる自動車駐車を設置する場合

自動車等の収容能力が20台以上の場合、指定作業場となります。
（自動車等とはバイクを含みます。）

自動車駐車場の設置者及び管理者は、アイドリングストップ看板の掲示などにより、利用者に周知をする義務があります。

掲示する内容には以下の2点を記入してください。

- ①東京都の条例で義務付けられていること
- ②アイドリングストップの実施

また、事業者には自動車の台数に関係なく、管理する自動車等の運転者にアイドリングストップを遵守させるため、適切な措置を行う義務があります。

看板記載例

東京都の条例で、 駐停車中のエンジン停止が義務付けられています。 場内ではアイドリングストップを実行してください。

※注：看板は駐車場利用者が目にする場所に設置し、見やすい大きさにしてください。

※ 工場・指定作業場等を新たに設置する場合には、緑化計画書の提出が必要な場合もありますので、**必ず**公園課みどりの係へご確認ください。

3. その他届出

3.1 認可・認定後の手続き

対象となる工場・指定作業場は以下の届出が必要になります。

届出の種類	対象となる工場・作業場	内容
現況届	環境確保条例別表8（10ページ）に該当する工場	条例に定める業種等である場合、認可後3年ごとに提出する。
公害防止管理者 選任・解任届	環境確保条例施行規則別表9（11ページ）に該当する工場	選任義務のある工場において、東京都公害防止管理者を選任・解任した場合。
適正管理化学物質の 使用量等報告書	環境確保条例施行規則別表11（15ページ 適正管理化学物質）のいずれかの物質の前年度取扱量が100kgを超える工場・指定作業場	翌年6月末日までに使用量等を報告する。
化学物質管理方法書	環境確保条例施行規則別表11のいずれかの物質の前年度取扱量が100kgを超える従業員21人以上の工場・指定作業場	化学物質の管理方法に大幅な変更があった場合。
地下水 揚水量報告書	揚水機の出力が300Wを超える地下水揚水施設を有する工場・指定作業場	井戸水のくみ上げ量を毎年報告する。
事故届	事故により、付近の住民の健康または生活環境に障害を生じさせた工場・指定作業場	公害漏出事故が発生した場合。

3.2 工場変更認可

以下の変更をするときは、あらかじめ工場変更認可を受ける必要があります。工場変更認可の手順は工場設置認可と同じです。

1. 業種ならびに作業の種類および方法の変更
2. 建物および施設の構造および配置の変更
3. ばい煙、粉じん、有害ガス、汚水、騒音、振動または悪臭の防止方法の変更

3.3 各種届出

以下の変更等があった場合には**30日以内**に書類を提出する義務があります。

届出の種類	届出が必要となる場合
工場・指定作業場氏名等変更届出	事業所の名称・代表者の変更等
工場・指定作業場廃止届出	事業所において作業をしなくなった場合
工場・指定作業場承継届出	事業所の譲り受け・借り受け・相続・合併または分割

※承継届出の場合には、承継の事実を証明する書類（登記簿謄本の写し、賃貸借契約書の写しなど）を添付してください。

4. 事業場廃止等

事業を廃止したときや、事業の変更により工場や指定作業場に該当しなくなった場合は、廃止の日から**30日以内**に廃止届を出してください。

工場や指定作業場を区外に移転する場合も同様に廃止届を提出し、移転先（東京都内に限る）で新たに工場設置認可申請書、指定作業場設置届出書の提出が必要になります。

4.1 土壌汚染調査

環境確保条例別表4のいずれかの有害物質を使用している、もしくは過去に使用していた工場・指定作業場を廃止したり、主要建物を除却（建替えを含む）したりする場合は、環境確保条例第116条に基づき、12ページの手順で土壌汚染調査を行い、区に報告書を提出する義務があります。

また、環境確保条例第117条により、3000m²以上の土地の改変を行う場合にも土壌調査等を行い、東京都に届出を提出する義務があります。

汚染が確認された場合は、汚染を拡散させないため汚染拡散防止計画書や、対策終了後の汚染拡散防止措置完了届出書の届出が必要になります。

4.2 届出書の提出先

届出	提出先
工場（指定作業場）廃止届	品川区環境課
環境確保条例第116条に係る届出書	品川区環境課
環境確保条例第117条に係る届出書	東京都環境局

★一部届出書は品川区のホームページから以下の手順でダウンロードすることができます。必要な届出書がない場合は環境課へお問い合わせください。

便利ガイド

- 施設のご案内・地図
- 地域センター・区民集会所
- 相談窓口
- 電子申請
- 申請書ダウンロード**
- 施設予約システム
- 図書館(蔵書検索・予約)

環境関連のパンフレット・届出様式

5. 工場（環境確保条例別表第1）

1	定格出力の合計が2.2kW以上の原動機を使用する物品の製造、加工又は作業を常時行う工場（レディミクストコンクリートの製造については、同一の工場において一年以上行うものに限る。）
	定格出力の合計が0.75kW以上2.2kW未満の原動機を使用する物品の製造、加工又は作業で次に掲げるものを常時行う工場
2	(1) 裁縫、織物、編物、ねん糸、糸巻、組ひも、電線被覆又は製袋
	(2) 印刷又は製本
	(3) 印刷用平板の研磨（ま）又は活字の鋳造
	(4) 金属の打抜き、型絞り又は切断（機械鋸を使用するものを除く。）
	(5) 金属やすり、針、釘、鋷又は鋼球の製造
	(6) ねん線若しくは金網の製造又は直線機を使用する金属線の加工
	(7) 金属箔又は金属粉の製造
	(8) つき機、がら機、粉碎機又は糖衣機を使用する物品の製造又は加工
	(9) 木材、石材若しくは合成樹脂の引割り又は木材のかんな削り若しくは細断
	(10) 動物質骨材（貝がらを含む。）、木材（コルクを含む。）又は合成樹脂（エポナイトおよびセルロイドを含む。）の研磨（ま）
	(11) ガラスの研磨（ま）又は砂吹き
	(12) レディミクストコンクリートその他のセメント製品の製造（レディミクストコンクリートの製造については、同一の工場において1年以上行うものに限る。）
	(13) 魚肉又は食肉練製品の製造又は加工
	(14) 液体燃料用のバーナーの容量が1時間当たり20リットル以上又は火格（ごう）子面積が0.5m ² 以上の炉を使用する食品の製造又は加工
3	次に掲げる物品の製造、加工又は作業を常時行う工場
	(1) 金属線材（管を含む。）の引抜き
	(2) 電気又はガスを用いる金属の溶接又は切断
	(3) 厚さ0.5mm以上の金属材つち打ち加工又は電動若しくは空気動工具を使用する金属の研磨（ま）、切削若しくは鋷打ち
	(4) ショットブラスト又はサンドブラストによる金属の表面処理
	(5) 塗料、染料又は絵具の吹付け
	(6) 乾燥油又は溶剤を用いる擬革紙布、防水紙布又は絶縁紙布の製造
	(7) 溶剤又はラバーセメントを用いるゴム製品の製造又は加工
	(8) ドライクリーニング
	(9) テレピン油又は樹脂を原料とする物品の製造
	(10) 石炭、亜炭、アスファルト、木材若しくは樹脂の乾りゅう又はタールの蒸りゅう若しくは精製
	(11) たん白質の加水分解
	(12) 合成樹脂の製造若しくは加熱加工又はファクチスの製造
	(13) 石綿、岩綿、鉱さい綿、ガラス綿、石こう、うわ薬、かわら、れんが、土器類、陶磁器、人造砥（と）石又はるつぼの製造
(14) 電気分解又は電池の製造	

3	(15)	床面積の合計が50m ² 以上の作業場で行われるテレビジョン、電気蓄音器、警報器その他これらに類する音響機器の組立て、試験又は調整
	(16)	ガス機関、石油機関その他これらに類する機関の試験又は調整
	(17)	発電の作業
	(18)	金属の溶融又は精錬（貴金属の精錬又は活字の鋳造を除く。）
	(19)	金属の鍛造、圧延又は熱処理
	(20)	溶剤を用いる塗料の加熱乾燥
	(21)	塗料、顔料若しくは合成染料又はこれらの中間物の製造
	(22)	印刷用インク又は絵具の製造
	(23)	アスファルト、コールタール、木タール、石油蒸りゅう産物又はその残りかすを原材料とする物品の製造
	(24)	電気用カーボンの製造
	(25)	墨、懐炉灰又はれん炭の製造
	(26)	動物質臓器又は排せつ物を原料とする物品の製造
	(27)	油脂の採取若しくは加工又は石けんの製造
	(28)	肥料の製造
	(29)	ガラスの製造又は腐しよく若しくは加熱加工
	(30)	ほうろう鉄器又はほうろう薬の製造
	(31)	セメント、生石灰、消石灰又はカーバイトの製造
	(32)	硝酸塩類、過酸化カリウム又は過酸化ナトリウムの製造又は精製
	(33)	ヨウ素、いおう、塩化いおう、塩化ホスホリル、りん酸、水酸化ナトリウム、水酸化カリウム、アンモニア水、炭酸カリウム、炭酸ナトリウム、さらし粉、次硝酸ビスマス、亜硫酸塩類、チオ硫酸塩類、バリウム化合物、銅化合物、スルホンメタン、グリセリン、スルホン酸アンモニウム、酢酸、安息香酸又はタンニン酸の製造又は精製
	(34)	有機薬品の合成
	(35)	火床面積が0.5m ² 以上又は焼却能力が1時間当たり50kg以上の焼却炉を使用する廃棄物の焼却
	(36)	油缶その他の空き缶の再生
	(37)	金属の酸洗い、腐しよく、めっき又は被膜加工
	(38)	鉛、水銀又はこれらの化合物を原料とする物品の製造
	(39)	羽若しくは毛の洗浄、染色若しくは漂白、繊維の染色若しくは漂白又は皮革の染色
	(40)	紙又はパルプの製造
	(41)	写真の現像
	(42)	有害ガスを排出する物の製造又は加工
	(43)	有害物質を排出する物の製造又は加工

6. 指定作業場（環境確保条例別表第2）

1	レディミクストコンクリート製造場（建設工事現場に設置するものを除く。）
2	自動車駐車場（自動車等の収容能力が20台以上のものに限る。）
3	自動車ターミナル（事業用自動車を同時に10台以上停留させることができるものに限る。）
4	ガソリンスタンド、液化石油ガススタンド及び天然ガススタンド（一般高圧ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第53号）第2条第23号に規定する設備を有する事業所をいう。）
5	自動車洗車場（スチームクリーナー又は原動機を用いる洗浄機を使用するものに限る。）
6	ウエスト・スクラップ処理場（建場業（収集人から再生資源（古繊維、古綿、古紙、古毛、古瓶又は古鉄類をいう。以下この項において同じ。）を集荷する業をいう。）、消毒業（再生資源を消毒する業をいう。）及び選分加工業（再生資源を建場業を営む者、会社、官公庁、工場等から大口に集荷し、これを選分し、又は加工する業をいう。）に係るものを除く。）
7	廃棄物の積替え場所又は保管場所（前号に掲げるものを除き、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条第1項及び第6項、第14条第1項及び第6項並びに第14条の4第1項及び第6項の規定に基づき許可を得た者並びに地方公共団体が設置するものに限る。）
8	セメントサイロ（セメント袋詰め作業が行われるものに限る。）
9	材料置場（面積が100m ² 以上のものに限る。）
10	死亡獣畜取扱場（化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号）第1条第3項に規定する死亡獣畜取扱場をいう。）
11	と畜場
12	畜舎（豚房の総面積が50m ² 以上、馬房の総面積、牛房の総面積若しくはこれらの合計面積が200m ² 以上又は鶏の飼養規模が1,000羽以上のものに限る。）
13	青写真の作成の用に供する施設を有する作業場
14	工業用材料薬品の小分けの用に供する施設を有する作業場
15	臭化メチル、シアン化水素、エチレンその他の有害ガスを使用する食物の燻（くん）蒸場
16	めん類製造場
17	豆腐又は煮豆製造場（原料豆の湯煮施設を有するものに限る。）
18	砂利採取場（砂利の洗浄のみを行うものを含む。）
19	洗濯施設を有する事業場
20	廃油処理施設を有する事業場
21	汚泥処理施設を有する事業場
22	し尿処理施設（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が200人以下のし尿浄化槽を除く。）を有する事業場
23	工場、作業場等から排出される汚水の処理施設を有する事業場（次号に掲げるものを除く。）
24	下水処理場（下水道法第2条第6号に規定する終末処理場をいう。）
25	暖房用熱風炉（熱源として電気又は廃熱のみを使用するもの及びいおう化合物の含有率が体積比で0.1%以下であるガスを燃料として専焼させるものを除く。）を有する事業場
26	ボイラー（熱源として電気若しくは廃熱のみを使用するもの並びに日本工業規格B 8201及びB 8203伝熱面積の項で定めるところにより算定した伝熱面積が5m ² 未満のもの（いおう化合物の含有率が体積比で0.1%以下であるガスを燃料として専焼させるものについては伝熱面積が10m ² 未満のもの）を除く。）を有する事業場

27	ガスタービン（燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル未満のもの及び非常用のものを除く。）、ディーゼル機関（燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり5リットル未満のもの及び非常用のものを除く。）、ガス機関（燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり5リットル未満のもの及び非常用のものを除く。）又はガソリン機関（燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり5リットル未満のもの及び非常用のものを除く。）を有する事業場
28	焼却炉（火床面積が0.5m ² 未満であって焼却能力が1時間当たり50kg未満のものを除く。）を有する事業場
29	冷暖房用設備、水洗便所又は洗車設備の用に供する地下水を揚水するための揚水施設を有する事業場及び浴室の床面積の合計が150m ² を超える公衆浴場で揚水施設を有するもの
30	水道施設（水道法（昭和32年法律第177号）第3条第8項に規定するものをいう。）、工業用水道施設（工業用水道事業法（昭和33年法律第84号）第2条第6項に規定するものをいう。）又は自家用工業用水道（同法第21条第1項に規定するものをいう。）の施設のうち、浄水施設に供する沈殿施設又はろ過施設を有する事業場（これらの浄水能力が1日当たり10000m ³ 未満の事業場に係るものを除く。）
31	病院（病床数300以上を有するものに限る。）
32	科学技術（人文科学のみに係るものを除く。）に関する研究、試験、検査を行う事業場（国又は地方公共団体の試験研究機関、製品の製造又は技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究機関、大学及びその附属研究機関並びに環境計量証明業に限る。）

※指定作業場に該当する作業場等であっても、工場に該当するものは指定作業場から除く。
（環境確保条例 第2条第8号）

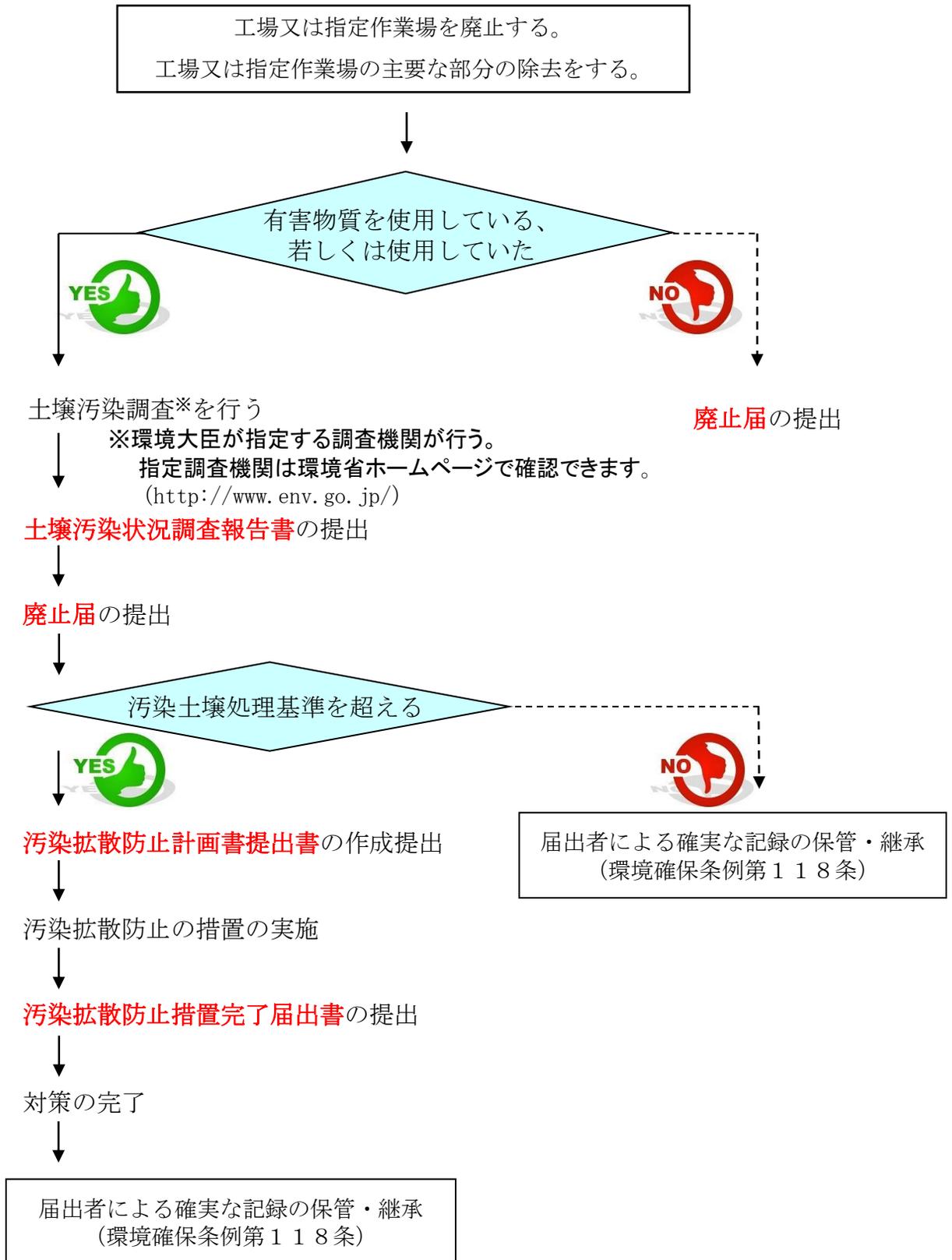
7. 位置の制限及び現況届等対象工場 （環境確保条例別表第8）

1	金属の精錬又は無機化学工業品の製造の用に供する焙（ばい）焼炉、焼結炉若しくは煨（か）焼炉で、原料の処理能力が1施設1時間当たり1t以上のものを有する工場
2	金属の精製又は鑄造の用に供する溶解炉で羽口面断面積が0.5m ² 以上のもの又は液体燃料用バーナーの燃焼能力が1時間当たり50リットル以上のものを有する工場
3	製鋼、合金鉄又は非鉄金属の製造の用に供する電気炉で変圧器の定格容量が1000kVA以上のものを有する工場
4	動物質臓器を原料とする物品の製造を行う工場
5	動物質廃棄物の焼却作業を行う工場
6	レディミクストコンクリート又はアスファルトコンクリートの製造を行う工場
7	金属の厚板又は形鋼の工作で原動機を使用するはつり作業、鋌（びょう）打ち作業又は孔（あな）埋め作業を伴うものを行う工場
8	金属の鍛造で重量が0.5t以上の落下錘を使用するものを行う工場
9	無機化学工業品若しくは有機化学工業品の製造若しくは精製又はこれらの工業品を用いる製造、加工若しくは作業を行う工場でアンモニア、塩化水素、塩素、窒素酸化物、二酸化いおう、硫酸（三酸化いおうを含む。）、硫化水素、弗（ふつ）素化合物、臭素化合物、シアン化水素、塩化スルホン酸、クロム化合物、ホルムアルデヒド、アクロレイン、ホスゲン、ベンゼン、トルエン、アセトン、メタノール、トリクロロエチレン若しくはテトラクロロエチレンを発生させるもの

8. 公害防止管理者を選任すべき工場の区分等 (環境確保条例施行規則別表第9)

工場の区分		公害防止管理者の区分
環境確保条例別表8に掲げる工場のうち次の各号に掲げる業種に属するもの（従業員10人以上のものに限る。）並びに発電施設、都市ガス製造施設、都市ごみ焼却施設及びパルプ製造施設を有する工場		東京都1種 公害防止管 理者
1	非鉄金属第1次精錬精製業	
2	鉛再精錬又は亜鉛第2次精錬業	
3	伸銅品又はメッキ鉄鋼線製造業	
4	鋳鋼、鋳鉄鋳物、可鍛鋳鉄若しくは非鉄金属鋳物製造業又は製鋼業	
5	有機質飼料又は肥料製造業	
6	建設機械又は鉱山機械製造業	
7	運送用車両又は運送用車両部品製造業	
8	鋼船製造又は修理業	
9	トラクター製造業	
10	亜鉛鉄板製造業	
11	石けん又は合成洗剤製造業	
12	合板製造又は薬品による木材処理業	
13	プラスチック、合成皮革、プラスチック床材、プラスチックフィルム又はプラスチック発泡製品製造業	
14	セメント製造業	
15	舗装材料製造業	
16	合金鉄又は電気炉鋳製造業	
17	鍛工品製造業	
18	圧縮ガス又は液化ガス製造業	
19	界面活性剤製造業	
20	ソーダー製造業	
21	メタン誘導品製造業	
22	医薬品又は農薬製造業	
23	産業用火薬類製造業	
24	染料若しくはその中間物、顔料又は塗料製造業	
25	表面処理鋼材製造業	
26	コールドロール製品製造、潤滑油及びグリス精製業	
環境確保条例別表8に掲げる工場の前項各号に規定するもの以外のもの		東京都1種 公害防止管 理者又は東 京都2種公 害防止管理 者

9. 土壌汚染調査フローチャート



10. 騒音・振動規制法に基づく特定施設

騒音規制法および振動規制法では、著しい騒音や振動を発生させる機械設備を特定施設として定めています。騒音規制法および振動規制法では、特定施設の設置者に対して各種届出をするとともに、規制基準を遵守するように義務付けています。

10.1 騒音規制法 特定施設（騒音規制法施行令別表第1）

	金属加工機械	
1	イ	圧延機械（原動機の定格出力の合計が22.5kW以上のものに限る。）
	ロ	製管機械
	ハ	ベンディングマシン（ロール式のものであって、原動機の定格出力が3.75kW以上のものに限る。）
	ニ	液圧プレス（矯正プレスを除く。）
	ホ	機械プレス（呼び加圧能力が294kN以上のものに限る。）
	ヘ	せん断機（原動機の定格出力が3.75kW以上のものに限る。）
	ト	鍛造機
	チ	ワイヤーフォーミングマシン
	リ	ブラスト（タンブラスト以外のものであって、密閉式のものを除く。）
	ヌ	タンブラー
	ル	切断機（といしを用いるものに限る。）
2	空気圧縮機及び送風機（原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。）	
3	土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機（原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。）	
4	織機（原動機を用いるものに限る。）	
	建設用資材製造機械	
5	イ	コンクリートプラント（気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が0.45m ³ 以上のものに限る。）
	ロ	アスファルトプラント（混練機の混練重量が200kg以上のものに限る。）
6	穀物用製粉機（ロール式のものであって、原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。）	
	木材加工機械	
7	イ	ドラムバーカー
	ロ	チップパー（原動機の定格出力が2.25kW以上のものに限る。）
	ハ	碎木機
	ニ	帯のこ盤（製材用のものにあつては原動機の定格出力が15kW以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25kW以上のものに限る。）
	ホ	丸のこ盤（製材用のものにあつては原動機の定格出力が15kW以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25kW以上のものに限る。）
	ヘ	かんな盤（原動機の定格出力が2.25kW以上のものに限る。）
8	抄紙機	
9	印刷機械（原動機を用いるものに限る。）	
10	合成樹脂用射出成形機	
11	鋳型造型機（ジョルト式のものに限る。）	

※次の**騒音発生施設**がある場合、国の公害防止管理者（騒音・振動関係）を選任する必要があります。

1. 機械プレス（呼び加圧能力が980kN以上のものに限る。）
2. 鍛造機（落下部分の重量が1t以上のハンマーに限る。）

（根拠法令：特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第4条第1項第3号）

10.2 振動規制法 特定施設（振動規制法施行令別表第1）

金属加工機械	
1	イ 液圧プレス（矯正プレスを除く。）
	ロ 機械プレス
	ハ セン断機（原動機の定格出力が1kW以上のものに限る。）
	ニ 鍛造機
	ホ ワイヤーフォーミングマシン（原動機の定格出力が37.5kW以上のものに限る。）
2	圧縮機（原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。）
3	土石用又は鉋物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機（原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。）
4	織機（原動機を用いるものに限る。）
5	コンクリートブロックマシン（原動機の定格出力の合計が2.95kW以上のものに限る。）並びにコンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械（原動機の定格出力の合計が10kW以上のものに限る。）
木材加工機械	
6	イ ドラムバーカー
	ロ チッパー（原動機の定格出力が2.2kW以上のものに限る。）
7	印刷機械（原動機の定格出力が2.2kW以上のものに限る。）
8	ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機（カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が30kW以上のものに限る。）
9	合成樹脂用射出成形機
10	鋳造型機（ジョルト式のものに限る。）

※次の**振動発生施設**がある場合、国の公害防止管理者（騒音・振動関係）を選任する必要があります。

1. 液圧プレス（矯正プレスを除くものとし、呼び加圧能力が2941kN以上のものに限る。）
2. 機械プレス（呼び加圧能力が980kN以上のものに限る。）
3. 鍛造機（落下部分の重量が1t以上のハンマーに限る。）

（根拠法令：特定工場における公害防止組織の整備に関する法律 第4条第1項第6号）

10.3 騒音・振動規制法に基づく特定施設関係届出

届出の種類	届出が必要となる場合	提出期限
特定施設設置届書	特定施設に該当する機械類の設置	設置30日前
特定施設の種類ごとの数変更届出書	特定施設の台数や能力の変更	変更30日前
氏名等変更届出書	事業所名称・代表者等の変更	変更30日後
承継届出書	事業所の譲り受け・借り受け・相続・合併または分割	変更30日後
特定施設使用全廃届出書	すべての特定施設の廃止	廃止30日後

1 1. 化学物質等一覧

No.	物質名称	環境確保条例および同施行規則			PRTR法
		適正管理 化学物質	有害ガス	有害物質	指定 化学物質
1	アクロレイン	1	8	-	8
2	アセトン	2	9	-	-
3	イソアミルアルコール	3	5	-	-
4	イソプロピルアルコール	4	6	-	-
5	エチレン	5	30	-	-
6	塩化スルホン酸	6	21	-	-
7	塩化ビニルモノマー	7	36	-	-
8	クロロエチレン（別名：塩化ビニル）	-	-	-	77
9	塩酸	8	-	-	-
10	塩化水素	-	7	-	-
11	塩素	9	10	-	-
12	カドミウム及びその化合物	10	41	1	60
13	キシレン	11	20	-	63
14	クロム及び三価クロム化合物	12	-	-	68
15	六価クロム化合物	13	-	5	69
16	クロム化合物	-	19	-	-
17	クロルピクリン	14	32	-	-
18	クロロホルム	15	35	-	95
19	酢酸エチル	16	26	-	-
20	酢酸ブチル	17	27	-	-
21	酢酸メチル	18	25	-	-
22	酸化エチレン	19	37	-	-
23	エチレンオキサイド	-	-	-	42
24	シアン化合物（錯体及びシアン酸塩を除く 無機シアン化合物）	20	-	-	108
25	シアン化水素	-	2	-	-
26	シアン化合物	-	-	2	-
27	四塩化炭素	21	-	13	112
28	1，2-ジクロロエタン	22	34	14	116
29	1，1-ジクロロエチレン（別名：塩化ビニリ デン）	23	-	15	117
30	シス-1，2-ジクロロエチレン	24	-	16	118
31	1，3-ジクロロプロペン（別名D-D）	25	-	19	137
32	ジクロロメタン （別名：塩化メチレン、メチレンクロライド）	26	33	12	145
33	シマジン	27	-	21	-
34	2-クロロ-4，6-ビス（エチルアミノ）- 1，3，5-トリアジン（別名：シマジン、 CAT）	-	-	-	90
35	臭素化合物（臭化メチルに限る。）	28	-	-	288
36	臭素及びその化合物	-	14	-	-
37	硝酸	29	-	-	-

No.	物質名称	環境確保条例および同施行規則			PRTR法
		適正管理 化学物質	有害ガス	有害物質	指定 化学物質
38	水銀及びその化合物	30	-	-	175
39	アルキル水銀化合物	-	-	8	-
40	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	-	-	7	-
41	スチレン	31	29	-	177
42	セレン及びその化合物	32	-	24	178
43	チウラム	33	-	20	204
44	チオベンカルブ	34	-	22	-
45	N,N-ジエチルチオカルバミン酸S-4-クロロベンジル (別名:チオベンカルブ、ベンチオカーブ)	-	-	-	110
46	窒素酸化物	-	15	-	-
47	テトラクロロエチレン (別名:パークレン)	35	23	11	200
48	1, 1, 1-トリクロロエタン	36	-	17	209
49	1, 1, 2-トリクロロエタン	37	-	18	210
50	トリクロロエチレン	38	22	10	211
51	トルエン	39	16	-	227
52	鉛及びその化合物	40	42	4	230
53	ニッケル	41	-	-	231
54	ニッケル化合物	42	-	-	232
55	ニッケル及びその化合物	-	40	-	-
56	二硫化炭素	43	31	-	241
57	砒 (ひ) 素及びその無機化合物	44	-	-	252
58	砒 (ひ) 素及びその化合物	-	38	6	-
59	ポリ塩化ビフェニル (PCB)	45	-	9	306
60	ピリジン	46	24	-	259
61	フェノール	47	17	-	266
62	ふっ化水素及びその水溶性塩	48	-	-	283
63	ふっ素及びその化合物	-	1	26	-
64	ヘキサン	49	28	-	-
65	ベンゼン	50	13	23	299
66	ホルムアルデヒド	51	3	-	310
67	マンガン及びその化合物	52	39	-	311
68	メタノール	53	4	-	-
69	メチルイソブチルケトン	54	12	-	-
70	メチルエチルケトン	55	11	-	-
71	有機燐 (りん) 化合物 (EPNに限る。)	56	-	-	-
72	有機燐 (りん) 化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。)	-	-	3	-
73	0-エチル=0-4-ニトロフェニル=フェニルホスホノチオアート (別名:EPN)	-	-	-	37
74	硫酸	57	-	-	-
75	硫酸 (三酸化硫黄を含む。)	-	18	-	-
76	ほう素及びその化合物	58	-	25	304
77	1,4-ジオキサン	59	-	-	-

12. 規制基準

工場・指定作業場は、条例に定める規制基準（規制基準を定めていないものについては、人の健康または生活環境に障害を及ぼすおそれのない程度）を超えるばい煙、粉じん、有害ガス、汚水、騒音、振動または悪臭を発生させてはいけません。

品川区では、苦情が寄せられますと、その事業場付近の被害の状況調査を行い、事業場に立ち入りし、騒音測定等を行います。実情を確認し、事業場側の意見も聴いた上で、改善指導を行います。

苦情が寄せられないよう規制基準をしっかりと守ってください。また、苦情が寄せられた際には迅速に対応してください。

12.1 水質汚濁

項目／ 施設規模、新設・既設の別	排水量500m ³ 以上		排水量500m ³ 未満		表示単位
	新設	既設	新設	既設	
水素イオン濃度 (pH)	5.8以上8.6以下				----
温度	40度以下				度
生物化学的酸素要求量 (BOD)	20	60	25	70	mg/L
化学的酸素要求量 (COD)	20	60	25	70	
浮遊物質 (SS)	40	90	50	90	
シアン化合物 (CN)	シアンとして1				
六価クロム化合物 [Cr(VI)]	六価クロムとして0.5				
水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物 (Hg)	水銀として0.005				
トリクロロエチレン	0.3				
テトラクロロエチレン	0.1				
窒素含有量 (N)	30	40	30	40	
りん含有量 (P)	4	6	4	6	

水質汚濁の規制基準は、公共用水域(河川・海域等)に汚水を排出している工場・指定作業場に適用されます。

下水道に汚水を排出している事業場は、下水道法による基準が適用されるため、環境確保条例及び水質汚濁防止法による規制は受けません。

12.2 騒音

(環境確保条例及び騒音規制法による事業場等に係る規制基準)

事業場等において発生する騒音の規制に関する基準 (単位: デシベル)

※騒音レベルの測定は「A特性」及び「FAST」で行う。

区域	該当地域	時間の区分	基準値	特別基準
第1種区域	第1種低層住居専用地域	8時～19時	45	第1種低層住居専用地域を除く区域において、学校・病院・保育所・幼稚園・診療所(有床)・図書館・特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね50mの区域内では5デシベルを減じた基準とする。
		19時～翌8時	40	
第2種区域	第1・2種中高層住居専用地域 第1・2種住居地域 無指定地域	8時～19時	50	
		19時～翌8時	45	
第3種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 特別工業地区	6時～8時	55	
		8時～20時	60	
		20時～23時	55	
		23時～翌6時	50	
第4種区域	工業地域	6時～8時	60	
		8時～20時	70	
		20時～23時	60	
		23時～翌6時	55	

12.3 振動

(環境確保条例及び振動規制法による事業場等に係る規制基準)

事業場等において発生する振動の規制に関する基準 (単位: デシベル)

※振動レベルの測定は「鉛直(Z)方向」で行う。

区域	用途地域	時間の区分	基準値	特別基準
第1種区域	第1種低層住居専用地域 第1・2種中高層住居専用地域 第1・2種住居地域 無指定地域	8時～19時	60	学校・病院・保育所・幼稚園・診療所(有床)・図書館・特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね50mの区域内では5デシベルを減じた基準とする。
		19時～翌8時	55	
第2種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 特別工業地区 工業地域	8時～20時	65	
		20時～翌8時	60	

※騒音・振動の測定位置は、事業場の敷地と隣地との境界線上とします。

騒音規制法・振動規制法に基づく規制地域

品川区内では、次の地域を除く全域が騒音規制法及び振動規制法の規制地域に指定されています。

東品川5丁目1～8番、10番、八潮1丁目1番と2番、八潮2丁目1番～10番、東八潮

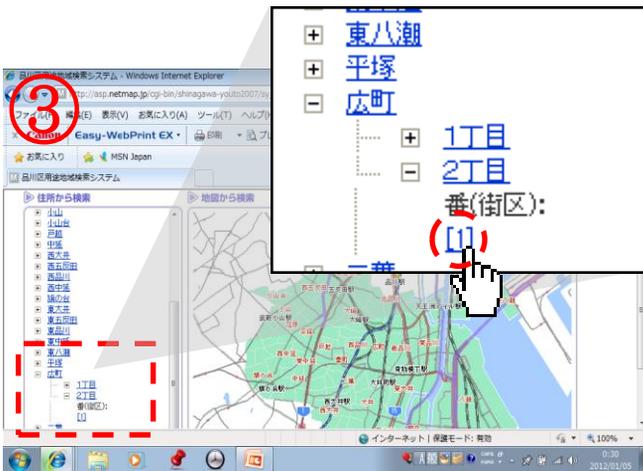
用途地域は品川区ホームページで確認できます。

ホームページの“地図情報”の中の“用途地域・道路平面図検索”をクリックしてください。注意事項を読んで同意していただいた後、用途地域検索システムをご利用ください。



用途地域・道路平面検索をクリック

《以上の事項について同意します。》にチェックをし、用途地域検索システムをクリック



確認したい地名を開き、地番をクリック



地図上の確認したい場所でクリックし、用途地域の内容を確認

12.4 窒素酸化物

施設の 種類	使用燃料、規模の区分 ※3		基準濃度 (cm ³ /m ³) ※4				On の値
			～H3. 3. 14	H3. 3. 15～ H4. 3. 31	H4. 4. 1～ H13. 3. 31	H13. 4. 1～	
ボイラー ※1	ガスを専焼 させるもの	100リットル以上	80	45		5	
		100リットル未満	85	45			
	液体を専焼 させるもの	100リットル以上	90	65	50	4	
		100リットル未満	100	65			
ガスタービン ※2	ガスを専焼 させるもの	50000kW以上	25		10	16	
		2000kW以上 50000kW未満	35	25			
		2000kW未満	50	35			
	液体を専焼 させるもの	50000kW以上	25		10		
		2000kW以上 50000kW未満	50	25			
		2000kW未満	60	35			
ディーゼル ※機 2 関	25リットル以上	190	110		13		
	25リットル未満	500	380				
ンよガ 機びス 関ガ機 ※ソ関 2 リお	50リットル以上	300	200		0		
	50リットル未満	500	300				

※1：熱風ボイラーを含み、熱源として電気又は廃熱のみを使用するもの及び伝熱面積が10m²未満のものを除く。

※2：指定作業場の要件に該当するもの。

※3：リットル表示をしてあるのは重油換算した1時間当たりの燃料の燃焼能力、kW表示をしてあるのは発電量換算の施設の定格出力を表す。

※4：施設の設定日により異なる。

上記の表に掲げる窒素酸化物の基準濃度は、次の式により算出された値とします。

$$C = C_s \times (21 - O_n) / (21 - O_s)$$

C：窒素酸化物の濃度 (ppm)

C_s：窒素酸化物の実測濃度 (ppm)

日本工業規格K0104に定める方法により測定された濃度を0℃、1気圧中の濃度に換算したもの。

O_n：標準酸素濃度

上記の表に掲げる値

O_s：排出ガス中の酸素濃度

ただし、O_sが20%を超えるときは、20%とする。

12.5 燃料（二酸化硫黄）

燃料の基準 [燃料中におけるいおう含有率（単位：重量比パーセント）]			
工場および指定作業場の設置区分	1日あたりの石油系燃料の使用量による規模		
		300リットル以上 500リットル未満	500リットル以上 2000リットル未満
設置区分A	0.7以下	0.6以下	0.5以下
設置区分B	0.5以下	0.4以下	0.3以下

設置区分A：昭和51年8月1日以前に既に設置され、又は着工されている工場及び指定作業場

設置区分B：昭和51年8月1日以後に設置・着工、又はばい煙施設に係る変更がされている工場及び指定作業場

12.6 悪臭

区域の区分		第1種区域	第2種区域	第3種区域	
規制対象	用途地域	第一種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 無指定地域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 特別工業地区	工業地域	
	敷地境界線	臭気指数 10	臭気指数 12	臭気指数 13	
煙突等の 気体排出口	排出口の実高さが15m未満の施設	排出口の口径が0.6m未満	臭気指数 31	臭気指数 33	臭気指数 35
		排出口の口径が0.6m以上0.9m未満	臭気指数 25	臭気指数 27	臭気指数 30
		排出口の口径が0.9m以上	臭気指数 22	臭気指数 24	臭気指数 27
	排出口の実高さが15m以上の施設	排出口の実高さが周辺最大建物の高さの2.5倍未満	臭気排出強度 $q_t=275 \times H_0^2$	臭気排出強度 $q_t=436 \times H_0^2$	臭気排出強度 $q_t=549 \times H_0^2$
排出口の実高さが周辺最大建物の高さの2.5倍以上		臭気排出強度 q_t を、排出ガス性状等を変数とする関数を用いて算出する（PCを使用）			
排水		臭気指数 26	臭気指数 28	臭気指数 29	

臭気指数： $10 \times \log$ 臭気濃度

臭気濃度：そのにおいを無臭の清浄な空気希釈したとき、ちょうどにおいが消えるときの希釈倍率

臭気排出強度：臭いの絶対値を示す値。 q_t (m³N/min)=臭気濃度×乾きガス流量

H_0 ：排出口の実高さ

臭気の測定は環境省告示による嗅覚を用いた方法（三点比較式臭袋法）により行う。

12.7 有害ガス

No.	有害ガスの種類	発生施設の種類	規制濃度 (mg/m ³ N)
1	弗(ふっ)素及びその化合物	対象有害ガスを発生させるすべての施設(以下、全施設と表記する)	9
2	シアン化水素	対象有害ガスを発生させる施設のうち、ばい煙発生施設以外の施設(以下、除ばい煙と表記する)	6
3	ホルムアルデヒド	除ばい煙	70
4	塩化水素	除ばい煙	40
5	アクロレイン	除ばい煙	10
6	塩素	全施設	30
7	臭素及びその化合物	除ばい煙	70 ただし、臭化メチルにあつては 200
8	窒素酸化物	除ばい煙	200
9	フェノール	除ばい煙	200
10	硫酸(三酸化いおう)	除ばい煙	1
11	クロム化合物	全施設	0.25
12	塩化スルホン酸	除ばい煙	1
13	ピリジン	除ばい煙	40
14	スチレン	除ばい煙	200
15	エチレン	除ばい煙	300
16	二硫化炭素	除ばい煙	100
17	クロルピクリン	除ばい煙	40
18	ジクロロメタン	除ばい煙	200
19	1,2-ジクロロエタン	除ばい煙	200
20	クロロホルム	除ばい煙	200
21	塩化ビニルモノマー	除ばい煙	100
22	酸化エチレン	除ばい煙	90
23	砒(ひ)素及びその化合物	除ばい煙	0.05
24	マンガン及びその化合物	除ばい煙	0.05
25	ニッケル及びその化合物	除ばい煙	0.05
26	カドミウム及びその化合物	全施設	1
27	鉛及びその化合物	全施設	10
28	メタノール、イソアミルアルコール、イソプロピルアルコール、アセトン、メチルエチルケトン、メチルイソブチルケトン、ベンゼン、トルエン、キシレン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、酢酸メチル、酢酸エチル、酢酸ブチル、ヘキサン	対象有害ガスのうちいずれか一つ以上を発生させる施設のうち、ばい煙発生施設及び炭化水素系物質を貯蔵する施設以外の施設	対象有害ガスのそれぞれの量の合計につき 800 ただし、ベンゼンにあつては 100、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンにあつては 300、メチルイソブチルケトン、トルエン及びヘキサンにあつては 200 とする。

